

結婚新生活支援事業Q & A

Q1：対象とならない経費はどのようなものか？

A1：住宅取得に伴う土地購入費、住宅賃借に伴う駐車場・清掃費・各種保険料・光熱水費
・設備費・引越し等の謝礼など

Q2：転入したが婚姻届の提出はまだ。申請できるか？

A2：婚姻届を提出した後で、申請してください。

Q3：婚姻前に住居を購入・賃借したものは対象になるか？

A3：婚姻前であっても、対象期間（令和4年1月1日から令和5年3月31日）中に
婚姻を機に穴水町の住宅を購入・賃借した場合、対象となります。

ただし穴水町Iターンファミリー移住暮らし応援補助金の引越し費用10万円を受けた場合、引越し費用は対象外です。

Q4：以前より住んでいるアパート等で新婚生活を始める。対象になるか？

A4：既に住んでいる方のところへ、新婚生活を始めるためにもう一方が引越してきた
場合は、婚姻届を提出し、引越し費用および、同居を始めたあとに支払った家賃が対
象となります。

Q5：夫の実家に転入した。対象となるか？

A5：引越し費用のみ対象となります。

ただし、夫婦のいずれかが費用を支払っていること。

Q6：婚姻のために、家を増築した。その費用は対象になるか？

A6：対象外です。

Q7：中古住宅を購入・賃借し、新婚生活を始める。対象になるか？

A7：新築・中古どちらであっても対象になるが、申請時点で既に支払いを済ませた金額
が対象となります。住宅ローン等これから支払う分は対象となりませんが、婚姻届を
提出し同居を始めたあとに支払ったローンは対象となります。

Q8：新しく購入・賃借した家に親族（親など）と同居する。対象になるか？

A8：契約者や購入者の名義が夫婦いずれかの名義で、かつ、支払いを行っていれば、購入
費用・家賃等費用・引越し費用ともに対象となります。

Q9：再婚でも対象になるか？

A9：なりますが、一方もしくは双方が、この助成を受けたことがある場合は、対象外です。

Q10：住宅手当を会社から支給されています。家賃は対象になるか？

A10：家賃から住宅手当を差し引いた実費負担分が対象です。

Q11：離職したことがわかる証明書とはどんなものでしょうか？

A11：離職票や退職証明書を添付してください。

Q12：奨学金返済の証明書はどんなものでしょうか？

A12：返済証明書もしくは返済額がわかるもの（通帳の写しなど）を添付してください。

Q13：納税証明書が穴水町から発行されないときは？

A13：1月1日時点で住民票があった市区町村で発行することができます。非課税の場合は、非課税証明書を発行してもらい申請書に添付ください。